

# 隠岐の島町妊婦島外出産助成金

## 1. 助成の対象者

隠岐の島町に住所を有し、かつ、隠岐病院で妊婦健診を受けた妊婦のうち、医師の診断により本土の医療機関において出産する必要が生じた妊婦を対象とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は助成対象になりません。

- ① 本町に居住の実態がない者
- ② 隠岐病院で出産予定の妊婦で、ドクターヘリ等により本土の医療機関へ緊急搬送され、出産まで入院した者

## 2. 助成金額

宿泊場所	① 交通費・滞在費	② 宿泊費	備考
(1) レインボープラザ(松江市)	65,000 円	(町が直接支払う)	部屋代相当分を助成 ((2)(3)も同じ)
(2) 他の宿泊施設 ※レインボープラザが利用できない場合	65,000 円	1泊あたり上限 7,000 円	宿泊費は、後日領収書により精算して振込とします。
(3) 他の宿泊施設 ※レインボープラザの妊婦用に改修した部屋が満室(他に空室あり)の場合	65,000 円	1泊あたり上限 3,000 円	
(4) 渡航日に入院の場合、又は本土にある実家等を利用する場合	65,000 円	助成なし	

※上表(1)から(4)の宿泊場所に応じて「①交通費・滞在費+②宿泊費」を助成します。

## 3. 申請手続き（島外での出産が決まった以降）

(1) 隠岐病院が発行する『届』と印鑑・通帳をもって役場保健課で助成金の交付申請をしてください。交付申請書と請求書の記入・提出をしていただきます。

① 助成金は振込で支払います。口座の確認のため申請者の通帳をご持参ください。

② 印鑑は申請書と請求書に押すものですので、口座の届出印でなくてもよろしいです。

(2) レインボープラザの宿泊予約は町が行います。

① レインボープラザの宿泊費につきましては、町から施設へ直接支払います。

② 他の宿泊施設につきましては、予約及び宿泊費のお支払いは申請者でしてください。後日、領収書により助成金の精算をさせていただきます。

◆ご不明な点等がありましたら、次のところまでお問い合わせください。

隠岐の島町役場 保健課 健康係      電話：08512-2-8562  
隠岐病院 産婦人科外来            電話：08512-2-1356